

平成30年度 第1回恵庭市男女共同参画審議会

平成30年8月23日(木)午後2時00分～
303会議室

1. 開会のことば

2. 議事

(1)会長・副会長の選出について

(2)市の附属機関における女性登用について

(3)男女共同参画基本計画に基づく平成29年度実施事業概要書の検証について

(4)恵庭市生涯学習推進協議会委員の選出について

3. その他

恵庭市の附属機関への女性登用

恵庭市男女共同参画基本計画では、市の政策や方針の企画、決定に女性が参加できるよう、市の附属機関委員への女性登用率40%を目指しています。

■地方自治法第180条の5に基づく執行機関として設置しなければならない委員会及び委員

地方自治法第180条の5／執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

NO	名 称	定 数		H29.4現在の委員数				H30.4現在の委員数				前年度比較	任期	次期改選	法令での設置義務または設置条例等	選出方法
			うち議員	うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合		うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合						
1	恵庭市固定資産評価審査委員会	3名	0名	3名	1名	—	33.3%	3名	1名	—	33.3%	0.0%	3年	H30.9.30	地方税法第423条 恵庭市固定資産評価審査委員会条例	
2	恵庭市教育委員会	4名	0名	4名	2名	—	50.0%	4名	2名	—	50.0%	0.0%	4年	H30.12.12 H31.09.30 H32.9.30	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	
3	恵庭市選挙管理委員会	4名	0名	4名	2名	—	50.0%	4名	2名	—	50.0%	0.0%	4年	H31.10.25	地方自治法第181条 恵庭市選挙管理委員会規程	
4	恵庭市監査委員	2名	1名	2名	0名	—	0.0%	2名	0名	—	0.0%	0.0%	4年	H28.6.26 H29.4.30	地方自治法第180条の5 恵庭市監査事務局設置条例	
5	恵庭市公平委員会	3名	0名	3名	2名	—	66.7%	3名	2名	—	66.7%	0.0%	4年	H29.3.31 H31.3.31 H32.3.31	地方公務員法第7条 恵庭市公平委員会設置条例	
6	恵庭市農業委員会	15名以内	2名	16名	0名	—	0.0%	15名	2名	2名	13.3%	13.3%	3年	H32.7.19	農業委員会等に関する法第3条 恵庭市農業委員会事務局規程	
31名 9名 2名																

■地方自治法第202条の3に基づく附属機関

地方自治法第202条の3／普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

NO	名 称	定 数		H29.4現在の委員数				H30.4現在の委員数				前年度比較	任期	次期改選	法令での設置義務または設置条例等	選出方法
			うち議員	うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合		うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合						
1	恵庭市行政改革推進委員会	10名以内	0名	10名	2名	0名	20.0%	10名	3名	1名	30.0%	10.0%	2年	H31.7.31	恵庭市行政改革推進委員会条例	識見者・公募
2	恵庭市功労者等表彰審議会	7名以内	4名	7名	3名	0名	42.9%	7名	2名	0名	28.6%	-14.3%	2年	H31.4.30	恵庭市功労者等表彰条例	議員・学識経験者
3	恵庭市情報公開・個人情報保護審査会	5名以内	0名	5名	3名	0名	60.0%	5名	3名	0名	60.0%	0.0%	2年	H31.6.30	恵庭市情報公開・個人情報審査会条例	識見者ほか
4	恵庭市政治倫理審査会	7名	0名	7名	3名	0名	42.9%	7名	3名	0名	42.9%	0.0%	2年	H30.6.30	恵庭市政治倫理条例	有識者
5	恵庭市防災会議	35名以内	0名	29名	3名	0名	10.3%	32名	2名	0名	6.3%	-4.1%	無 2年	無 H30.7.31	災害対策基本法第16条 恵庭市防災会議条例	特定の職種から委嘱・指定職
6	恵庭市国民保護協議会	35名以内	0名	25名	3名	0名	12.0%	32名	2名	0名	6.3%	-5.8%	無	無	国民保護法第40条第8項 恵庭市国民保護協議会条例	特定の職種から委嘱・指定職
7	恵庭市男女共同参画審議会	13名以内	0名	10名	6名	1名	60.0%	10名	5名	1名	50.0%	-10.0%	2年	H30.4.30	恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例	識見者・団体推薦・公募ほか
一	恵庭市特別職報酬等審議会	6名	0名	0名	0名	0名	—	0名	0名	0名	—	—	審議 期間	無	恵庭市特別職報酬等審議会条例	公共的団体等の長ほか
8	恵庭市公務災害補償等認定委員会	3名	0名	3名	1名	0名	33.3%	3名	1名	0名	33.3%	0.0%	3年	H31.6.14	恵庭市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例	医師・学識経験者
9	恵庭市公務災害補償等審査会	3名	0名	3名	1名	0名	33.3%	3名	1名	0名	33.3%	0.0%	3年	H31.6.14	恵庭市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例	学識経験者

NO	名 称	定 数		H29.4現在の委員数				H30.4現在の委員数				前年度比較	任期	次期改選	法令での設置義務または設置条例等	選出方法
			うち議員		うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合		うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合					
10	恵庭市史編さん委員会	若干名	0名	10名	1名	0名	10.0%	10名	1名	0名	10.0%	0.0%	8年	H33.3.31	恵庭市史編さん委員会条例	
11	恵庭市都市計画審議会	10名	4名	10名	1名	1名	10.0%	10名	1名	1名	10.0%	0.0%	2年	H30.6.30	都市計画法第77条第2項 恵庭市都市計画審議会条例	議員・学識経験者・住民
12	恵庭市交通安全対策会議	20名以内	0名	12名	0名	0名	0.0%	12名	0名	0名	0.0%	0.0%	5年	H33.3.31	交通安全対策基本法第18条1項 恵庭市交通安全対策会議条例	公共関係職員・交通機関・市職員
13	恵庭市廃棄物減量等推進審議会	15名以内	0名	15名	4名	2名	—	15名	4名	2名	26.7%	—	2年	H30.5.25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	識見者・民間諸団体ほか
14	恵庭市環境審議会	12名以内	0名	11名	4名	1名	36.4%	11名	4名	1名	36.4%	0.0%	2年	H30.5.31	環境基本法第44条 恵庭市環境基本条例	識見者・事業者・市民
15	恵庭市中小企業振興審議会	13名以内	0名	12名	1名	0名	8.3%	12名	1名	0名	8.3%	0.0%	2年	H31.2.1	恵庭市中小企業等振興条例	任意
16	恵庭市国民健康保険運営協議会	10名	3名	10名	1名	0名	10.0%	10名	2名	0名	20.0%	10.0%	2年	H31.6.22	国民健康保険法第11条 恵庭市国民健康保険条例	保険医・公益代表・被保険者ほか
17	恵庭市民生委員推薦会	7名	1名	7名	0名	0名	0.0%	7名	0名	0名	0.0%	0.0%	3年	H30.6.30	民生委員法第5条 恵庭市民生委員推薦会規則	議員・福祉関係者・民生委員ほか
18	恵庭市介護認定審査会	18名	0名	18名	7名	0名	38.9%	18名	7名	0名	38.9%	0.0%	2年	H32.3.31	介護保険法第14条 恵庭市介護保険条例 恵庭市介護認定審査会規則	保健・医療福祉関係者
19	恵庭市保健センター運営協議会	10名以内	0名	10名	2名	0名	20.0%	10名	2名	0名	20.0%	0.0%	2年	H31.3.31	恵庭市保健センター条例	保健所・医師・医師会ほか
20	恵庭市予防接種健康被害調査委員会	4名	0名	4名	0名	0名	0.0%	4名	0名	0名	0.0%	0.0%	2年	H30.3.31	通達（予防接種法の一部を改正する法律の一部等の施行について） 恵庭市予防接種健康被害調査委員会条例	保健所長・知事推薦医師・医師会
21	恵庭市教育支援委員会	15名以内	0名	15名	7名	0名	46.7%	15名	7名	0名	46.7%	0.0%	2年	H30.6.22	恵庭市就学指導委員会条例	学校・教育関係者
22	恵庭市学校給食センター運営審議会	7名以内	0名	7名	1名	0名	14.3%	7名	1名	0名	14.3%	0.0%	2年	H31.6.29	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条 恵庭市学校給食センター条例	学校・教育・福祉関係者
23	恵庭市公民館運営審議会	10名以内	0名	9名	2名	0名	22.2%	9名	2名	0名	22.2%	0.0%	2年	H32.3.31	社会教育法29条 恵庭市公民館運営審議会条例	学校・教育関係者
24	恵庭市スポーツ功労者表彰審査委員会	7名	0名	7名	3名	0名	42.9%	7名	3名	0名	42.9%	0.0%	2年	H30.7.31	恵庭市スポーツ功労者表彰条例	学識経験者
25	恵庭市図書館協議会	7名	0名	7名	2名	0名	28.6%	7名	4名	2名	57.1%	28.6%	2年	H31.3.31	図書館法14条 恵庭市図書館条例	学校・教育関係者
26	恵庭市文化財保護委員会	7名以内	0名	7名	4名	0名	57.1%	7名	4名	0名	57.1%	0.0%	2年	H31.6.30	恵庭市文化財保護条例	学識経験者
27	恵庭市水と緑のまちづくり審議会	13名以内	0名	13名	5名	3名	38.5%	13名	5名	3名	38.5%	0.0%	2年	H30.6.30	恵庭市水と緑のまちづくり推進条例	学識経験者・関係団体ほか
28	恵庭市営住宅運営委員会	6名	0名	6名	5名	0名	83.3%	5名	4名	0名	80.0%	-3.3%	2年	H29.9.30	恵庭市営住宅管理条例	民生委員・知識経験者
一	賞じゅつ金審査委員会	5名	2名	0名	0名	0名	—	0名	0名	0名	—	—	審議期間	無	恵庭市消防賞じゅつ金条例	
29	恵庭市社会福祉審議会	13名以内	0名	11名	2名	0名	18.2%	11名	2名	0名	18.2%	0.0%	2年	H31.5.26	恵庭市社会福祉審議会条例	識見者・関係機関・団体推薦・公募
30	恵庭市社会福祉審議会 福祉有償運送部会	9名以内	0名	8名	0名	0名	0.0%	8名	0名	0名	0.0%	0.0%	2年	H30.2.25	恵庭市社会福祉審議会条例	識見者・関係機関の推薦
31	恵庭市社会福祉審議会 障害者福祉専門部会	13名以内	0名	11名	2名	0名	18.2%	11名	2名	0名	18.2%	0.0%	2年	H31.5.26	恵庭市社会福祉審議会条例	識見者・関係機関・団体推薦・公募
32	恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会	13名以内	0名	10名	1名	0名	10.0%	10名	1名	0名	10.0%	0.0%	2年	H31.5.26	恵庭市社会福祉審議会条例	識見者・関係機関・団体推薦・公募
33	恵庭市社会福祉審議会 児童福祉専門部会	13名以内	0名	12名	8名	0名	66.7%	12名	8名	0名	66.7%	0.0%	2年	H31.5.26	恵庭市社会福祉審議会条例	識見者・子育て関係者・公募

NO	名 称	定 数		H29.4現在の委員数				H30.4現在の委員数				前年度比較	任期	次期改選	法令での設置義務または設置条例等	選出方法
			うち議員		うち女性	うち女性 公募委員	女性の 割合		うち女性	うち女性 公募委員	女性の 割合					
34	恵庭市社会教育委員	10名	0名	10名	4名	1名	40.0%	10名	3名	2名	30.0%	-10.0%	2年	H32.3.31	社会教育法第15条 恵庭市社会教育委員設置条例	学校・教育関係者
35	恵庭市スポーツ推進委員	20名以内	0名	18名	6名	0名	33.3%	19名	6名	0名	31.6%	-1.8%	2年	H32.3.31	スポーツ基本法第32条 恵庭市スポーツ推進委員等に関する規則	識見者・スポーツ指導者・公募
36	恵庭市老人ホーム入所判定委員会	5名	0名	5名	2名	0名	40.0%	5名	1名	0名	20.0%	-20.0%	2年	H32.3.31	厚生省社会局長通達 老人ホーム入所措置等の指針 恵庭市老人ホーム入所判定委員会条例	保健助長・医師・施設長・市職員
37	恵庭市文化功労者表彰審査委員会	7名以内	0名	7名	3名	0名	42.9%	7名	2名	0名	28.6%	-14.3%	2年	H30.7.31	恵庭市文化功労者等表彰条例	学識経験者
38	恵庭市障害支援区分認定等審査会	5名	0名	5名	1名	0名	20.0%	5名	1名	0名	20.0%	0.0%	2年	H31.3.31	障害者自立支援法第15条 恵庭市障害程度区分認定等審査会条例	保健・医療・福祉関係者
39	恵庭市放置自動車廃物判定委員会	5名	0名	5名	0名	0名	0.0%	0名	0名	0名	0.0%	0.0%	2年	無	恵庭市放置自動車防止条例	識見者・専門知識者
40	恵庭市指定管理者候補選定委員会	3名	0名	3名	1名	0名	0.0%	3名	1名	0名	0.0%	0.0%	2年	—	恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例	識見者
41	恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会	16名	0名	16名	5名	0名	31.3%	16名	5名	0名	31.3%	0.0%	2年	H32.3.31	恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例	関係機関・団体推薦・公募
42	黄金ふれあいセンター運営協議会	無	無	12名	3名	0名	25.0%	12名	3名	0名	25.0%	0.0%	2年	H31.3.31	恵庭市黄金ふれあいセンター設置条例	関係機関・団体推薦・公募
43	千歳恵庭圏都市計画事業 恵庭駅西口土地区画整理審議会	10名	0名	10名	0名	0名	0.0%	10名	0名	0名	0.0%	0.0%	5年	H29.4.17 H34.4.17	土地区画整理法第56条第1項 千歳恵庭圏都市計画事業恵庭駅西口土地区画整理事業施行に関する条例	
44	千歳恵庭圏都市計画事業 恵庭駅西口土地区画整理評価員会	3名	0名	3名	0名	0名	0.0%	3名	0名	0名	0.0%	0.0%	無	無	土地区画整理法第65条第1項 千歳恵庭圏都市計画事業恵庭駅西口土地区画整理事業施行に関する条例	
45	恵庭市いじめ問題調査委員会	5名以内	0名	5名	2名	0名	40.0%	5名	2名	0名	40.0%	0.0%	2年	H30.12.17	恵庭市いじめ問題調査委員会及び恵庭市いじめ問題再調査委員会条例	関係機関・団体推薦・公募
46	恵庭市中小企業振興審議会基本計画推進管理専門部会	15名	0名	14名	2名	0名	14.3%	13名	1名	0名	7.7%	-6.6%	2年	H32.2.12	恵庭市中小企業等振興条例	関係機関・団体推薦・公募
47	行政不服審査会	3人以内	0名	3名	0名	0名	0.0%	3名	0名	0名	0.0%	0.0%	2年	H30.6.5	行政不服審査会条例	行政不服審査法第43条第1項の規定により諮問される審査請求に係る事件について調査審議
48	恵庭市公営企業経営審議会	13名	0名	12名	4名	2名	33.3%	12名	4名	2名	33.3%	0.0%	2年	H31.6.30	恵庭市公営企業経営審議会条例	水道事業及び下水道事業の適正かつ効率的な経営に資するため、各種計画策定への参画や、より専門的に審議を行う。

473名 116名 15名

■規則・要綱等で設置する協議会等

法律や条例に基づかないが、専門的知識の導入、利害関係の調整、市政に対する市民意見のより良い反映等を目的として、市の規則や要綱等により設置する機関。

NO	名 称	定 数		H29.4現在の委員数				H30.4現在の委員数				前年度比較	任期	次期改選	法令での設置義務または設置条例等	選出方法
			うち議員		うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合		うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合					
1	入札制度監視委員会	3名	0名	3名	0名	0名	0.0%	3名	0名	0名	0.0%	0.0%	2年	H32.3.31	入札制度監視委員会設置要綱	学識経験者ほか
2	恵庭市文化活動奨励補助金交付審査会	5名	0名	5名	3名	0名	60.0%	5名	2名	0名	40.0%	-20.0%	2年	H30.6.15	恵庭市文化活動奨励補助金交付事業実施要綱	学識経験者ほか
一	恵庭市農業振興対策協議会	無	無	12名	0名	0名	0.0%	12名	0名	0名	0.0%	一	審議期間	無	恵庭市農業振興対策協議会設置要綱	関係機関の長ほか
3	恵庭市農業金融制度総合推進会議	無	無	21名	0名	0名	0.0%	21名	0名	0名	0.0%	0.0%	無	当て職	恵庭市農業金融制度総合推進会議設置運営要領	関係機関の長ほか
4	恵庭市営牧場運営協議会	無	無	12名	0名	0名	0.0%	12名	0名	0名	0.0%	0.0%	無	当て職	恵庭市営牧場運営協議会設置要領	識見者・生産者・関係機関
5	恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会	20名以内	0名	11名	2名	0名	18.2%	11名	3名	0名	27.3%	9.1%	2年	H32.3.31	恵庭市いじめ問題等対策協議会設置要項	関係機関・団体推薦・公募
6	恵庭市青少年育成基金運用委員会	5名以内	0名	5名	2名	0名	40.0%	5名	2名	0名	40.0%	0.0%	2年	H31.3.31	恵庭市青少年育成事業実施要綱	関係機関・団体推薦
7	恵庭市救急高度化会議	7名	0名	7名	0名	0名	0.0%	7名	0名	0名	0.0%	0.0%	無	無	恵庭市救急高度化会議設置要綱	救急医療機関ほか
8	恵庭市発達支援推進協議会	無	無	16名	15名	0名	93.8%	16名	15名	0名	93.8%	0.0%	1年	無	恵庭市発達支援推進協議会設置要綱	関係機関・団体推薦
9	恵庭市社会科副読本編集委員会	18名以内	0名	11名	4名	0名	36.4%	11名	5名	0名	45.5%	9.1%	2年	H31.3.31	恵庭市副読本編集委員会設置要綱	小学校3・4年生担当教諭
10	恵庭市障がい者地域自立支援協議会	無	無	74名	39名	0名	52.7%	84名	50名	0名	59.5%	6.8%	無	無	恵庭市障がい者相談支援事業実施要綱 恵庭市障がい者地域自立支援協議会設置要綱	関係機関・団体推薦・関係者
11	恵庭市スポーツ指導員	30名以内	0名	12名	7名	0名	58.3%	12名	7名	1名	58.3%	0.0%	2年	H32.3.31	恵庭市スポーツ推進委員等に関する規則	スポーツ指導者
12	恵庭市地域公共交通活性化協議会	無	無	23名	4名	2名	17.4%	22名	4名	0名	18.2%	0.8%	2年	H31.3.31	地域公共交通の活性化および再生に関する法律 道路運送法 恵庭市地域公共交通活性化協議会設置要綱	公共関係職員・交通機関・市職員
13	恵庭市生涯学習推進協議会	25名以内	0名	18名	10名	0名	55.6%	18名	10名	0名	55.6%	0.0%	3年	H30.3.31	恵庭市推進協議会設置要綱	医療福祉の専門家・教諭・民間団体
14	恵庭市バリアフリー協議会	無	無	19名	1名	0名	5.3%	20名	1名	0名	5.0%	-0.3%	事業計画 実施完了 まで	当て職	高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第26条 恵庭市バリアフリー協議会設置要綱	運輸局・開発局・道札税建設管理 部・JR・千歳警察署・町内会長ほか
15	恵庭市ひぐま防除員	12名	0名	15名	0名	0名	0.0%	12名	0名	0名	0.0%	0.0%	1年	H30.3.31	恵庭市ひぐま防除対策及び被害防止等に関する要綱	
16	広報モニター	10名以内	0名	5名	2名	1名	40.0%	4名	2名	2名	50.0%	10.0%	1年	H30.4.30	恵庭広報モニター設置要綱	公募
17	恵庭市救急医療対策会議	10名以内	0名	9名	2名	0名	22.2%	9名	2名	0名	22.2%	0.0%	2年	H31.3.31	恵庭市救急医療対策会議運営要綱	医師会・薬剤師会・看護師ほか
18	手話通訳者	無	無	5名	5名	0名	100.0%	8名	8名	0名	100.0%	0.0%	1年	H31.3.31	恵庭市コミュニケーション支援事業実施要綱	
19	要約筆者	無	無	2名	2名	0名	100.0%	3名	3名	0名	100.0%	0.0%	1年	H31.3.31	恵庭市コミュニケーション支援事業実施要綱	
20	恵庭市特別支援教育推進委員会	20名以内	0名	14名	8名	0名	57.1%	14名	8名	0名	57.1%	0.0%	2年	H30.9.25	恵庭市特別支援教育推進委員会設置要綱	
21	恵庭市市民活動支援制度審査会	13名	0名	10名	7名	0名	70.0%	12名	6名	0名	50.0%	-20.0%	2年	H31.3.31	恵庭市市民活動支援制度審査会設置要綱	
22	島松子どもの集う場所運営協議会	無	無	11名	6名	0名	54.5%	11名	6名	0名	54.5%	0.0%	2年	H31.3.31	島松子どもの集う場所運営協議会設置要綱	
23	恵み野子どもの集う場所運営協議会	13名	0名	13名	3名	1名	23.1%	13名	3名	1名	23.1%	0.0%	2年	H31.3.31	恵み野子どもの集う場所運営協議会設置要綱	

NO	名 称	定 数		H29.4現在の委員数				H30.4現在の委員数				前年度比較	任期	次期改選	法令での設置義務または設置条例等	選出方法
			うち議員	うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合		うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合						
24	若草地区放課後子ども教室運営協議会	無	無	12名	6名	0名	50.0%	12名	6名	0名	50.0%	0.0%	2年	H31.3.31	若草地区放課後子ども教室運営協議会設置要綱	町内会・関係団体・市職員
25	恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会	10名以内	0名	7名	0名	0名	0.0%	8名	0名	0名	0.0%	—	2年	H30.11.29	恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会規則	町内会・関係団体・市職員
26	恵庭市通学路安全推進会議	—	0名	12名	1名	0名	8.3%	12名	1名	0名	8.3%	—	1年	H32.3.31	恵庭市通学路安全推進会議設置要綱	町内会・関係団体・市職員
27	恵庭市柏小中学校学校運営協議会	30名以内	0名	13名	3名	0名	23.1%	13名	3名	0名	23.1%	—	2年	H31.3.31	恵庭市立学校における学校運営協議会に関する規則	町内会・関係団体・市職員
28	恵庭市教育委員会点検評価委員会	3名以内	0名	3名	0名	0名	0.0%	3名	0名	0名	0.0%	—	2年	H32.3.31	恵庭市教育委員会点検評価委員会設置要綱	
新	恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会	13名以内	0名	11名	4名	1名	36.4%	11名	4名	1名	36.4%	0.0%	検討期間	検討結果報告日(8月ごろ)	恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱	恵庭市まちづくり基本条例第30条に基づく検討（条例の社会情勢適合等）

404名 151名 5名

■その他の機関

町内会や民間団体を母体とする関連団体等、上記に該当しない機関。

NO	名 称	定 数		H29.4現在の委員数				H30.4現在の委員数				前年度比較	任期	次期改選	法令での設置義務または設置条例等	選出方法
			うち議員	うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合		うち女性	うち女性 公募委員	女性の割合						
1	みどりの推進員	無	0名	72名	12名	0名	16.7%	72名	10名	0名	13.9%	-2.8%	2年	H31.12.31	恵庭市水と緑のまちづくり推進条例	町内会・関係団体
2	恵庭市花いっぱい文化協会	若干名	0名	15名	8名	0名	53.3%	15名	8名	0名	53.3%	0.0%	2年	H31.2.11	恵庭市花いっぱい文化協会会則	構成団体80団体
3	恵庭市水と緑のまちづくり推進委員会	20名	0名	17名	1名	0名	5.9%	17名	1名	0名	5.9%	0.0%	2年	H31.12.31	恵庭市水と緑のまちづくり推進委員会設置要綱	みどりの推進員
4	恵庭花のまちづくり推進会議	20名以内	0名	15名	3名	0名	20.0%	16名	4名	0名	25.0%	5.0%	2年	H31.3.31	恵庭花のまちづくり推進会議規約	識見者・関係機関・団体
5	恵庭市環境美化等推進員	無	0名	86名	5名	0名	5.8%	82名	3名	0名	3.7%	-2.2%	2年	H30.3.31	恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱	
6	恵庭市食育推進協議会	20名以内	0名	20名	10名	0名	50.0%	20名	10名	0名	50.0%	0.0%	2年	H30.3.31	食育基本法 恵庭市食育推進協議会設置要綱	
7	恵庭創生懇談会	10名程度	0名	12名	0名	0名	0.0%	12名	0名	0名	0.0%	0.0%	1年	H30.3.31	恵庭創生懇談会要領	
8	恵庭市青少年表彰審査委員会	7名	0名	7名	3名	0名	—	7名	3名	0名	42.9%	—	2年	H30.7.31	恵庭市青少年表彰条例	町内会・関係団体・市職員

241名 39名 0名

1,149名 315名 22名

	H28.4現在	H29.4現在	H30.4現在
女性登用率の推移	27.48%	26.65%	27.42%
委員総数	1,059 人	1,118 人	1,149 人
うち女性委員数	291 人	298 人	315 人
附属機関総数	90 機関	88 機関	91 機関
うち女性がいる附属機関	71 機関	71 機関	71 機関

■女性登用率の推移

※各年度4月1日時点

男女共同参画に関する条例制定前

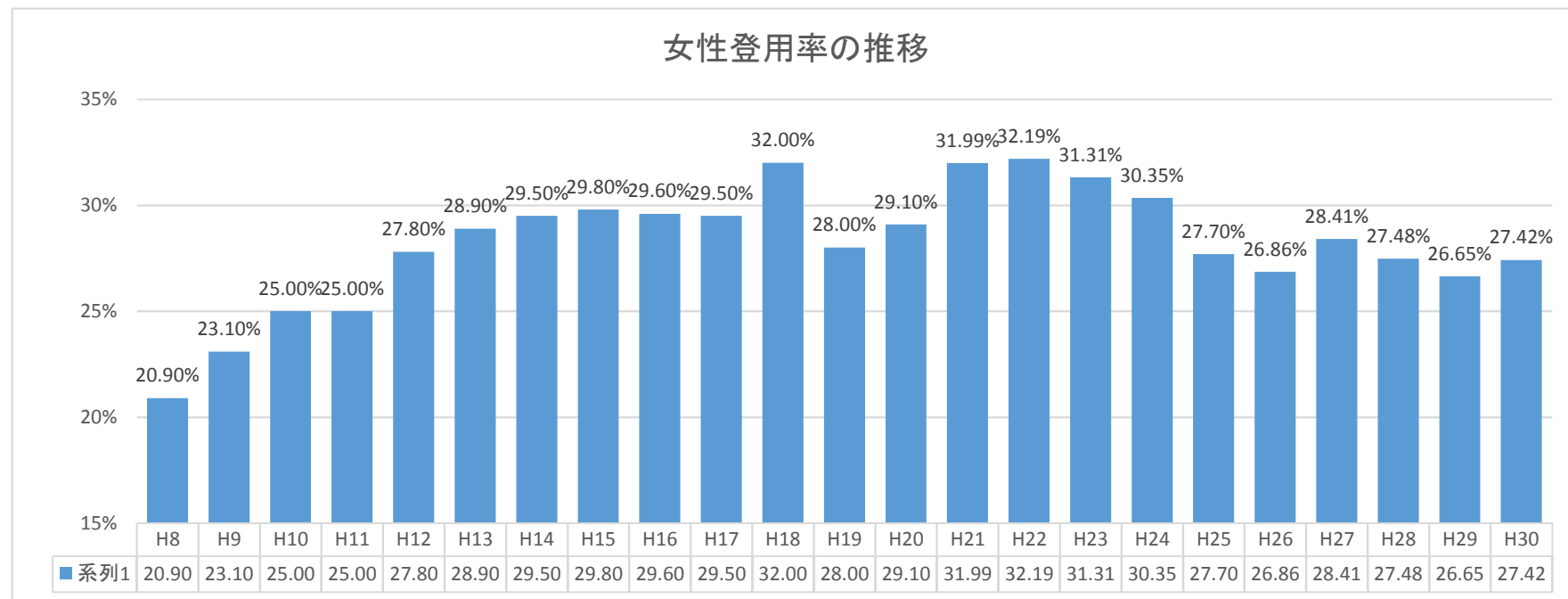
H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
20.90%	23.10%	25.00%	25.00%	27.80%	28.90%	29.50%	29.80%

恵庭市男女共同参画基本計画施行後

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
29.60%	29.50%	32.00%	28.00%	29.10%	31.99%	32.19%	31.31%	30.35%	27.70%	26.86%	28.41%

第2次恵庭市男女共同参画基本計画施行後

H28	H29	H30
27.48%	26.65%	27.42%



恵庭市審議会等委員への女性の登用推進要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、恵庭市男女共同参画基本計画に基づき、政策及び方針等に女性の意見を反映させるため、審議会等の委員への女性の登用を推進することについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「審議会等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及び本市の規則又は要綱等に基づき、審議又は調査等を行う組織をいう。

(目標)

第 3 条 女性登用の目標は、次のとおりとする。

(1) 審議会等の女性委員の比率を平成 33 年 3 月 31 日までに 40 パーセントとすること。

(2) 女性のいない審議会等をなくすこと。

2 前項の目標をすでに達成した審議会等においては、女性委員の比率をさらに高めるよう努める。

(女性委員の登用計画)

第 4 条 審議会等を所管する部等の長(以下「部長等」という。)は、当該審議会等の女性委員登用計画を作成し、総務部長に提出する。

(選出基準の見直し等)

第 5 条 部長等は、女性の登用を進める観点から、慣行による委員選出基準を見直すことにより、女性の人材を発掘し、審議会等委員に女性を積極的に選出する。

(登用計画の進行管理)

第 6 条 部長等は、毎年 3 月 31 日現在で所管する審議会等の女性委員の選任状況を総務部長に報告する。

2 部長等は、所管する審議会等委員の選任に当たっては、事前に総務部長に協議を行う。

3 総務部長は、審議会等委員への女性の登用状況について、随時、男女共同参画推進本部に報告する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 10 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 13 日から実施する。

恵庭市男女共同参画基本計画に基づく

平成 2 9 年度 事業実施概要書

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

◇重点課題1 性別による差別や暴力の根絶

家庭や職場、学校、地域などいろいろな場所で、性別による差別や暴力をなくすように、啓発活動や相談体制の充実に努めます。

(1)人権相談、行政相談など

▶【生活環境部 生活安全課】

●弁護士法律相談…法律全般の相談

〈利用件数/36回 延べ利用者数/205人〉

●司法書士相談…法律相談民事一般の相談

〈利用件数/3回 延べ利用者数/10人〉

人権相談、行政相談、法律相談事業の決算額/1,450千円

(2)ひとり親や寡婦、DV相談、生活自立、就労、子育てについての相談と支援

▶【子ども未来部 子ども家庭課】

●配偶者等からの暴力に関する相談に応じ、不安の解消及び情報提供を行います。

〈相談件数/19件〉

まとめ

多くの市民に活用してもらうための啓発活動の検討及び多様化・複雑化してきた相談に対する対応が必要。

◇重点課題2 男女共同参画の視点に立った意識づくり

市が発行する広報誌をはじめ様々な情報が男女共同参画の視点でつくられるよう啓発に努めます。

(1)市広報、情報紙等による啓発

▶【総務部 総務課】

- 情報紙「さくらんぼ」の市ホームページへの掲載。
- 「恵庭市男女共同参画基本計画実施事業概要書」の発行と市ホームページへの掲載。
- 家庭と育児の両立支援に関する情報を市ホームページに掲載。
- 「女性のためのワーキングガイド」の市ホームページへの掲載。
- 男女共同参画に関する制度や取組みについて市 facebook へ掲載。
- 地域FM放送を活用し、男女共同参画に関する情報発信を行う。



(2)展示事業

▶【総務部 総務課】

- 男女共同参画週間パネル展・・・図書館本館で6月開催。
- 女性に対する暴力をなくす運動パネル展・・・総合体育館で11月開催。

(3)女性の権利に関するポスター掲示とパンフレット配布

▶【総務部 総務課】

- 「女性のための法律相談(公益財団法人 北海道女性協会実施)」ポスター掲示と市ホームページへの掲載。
- 「女性のための相談窓口のご案内」パンフレットの設置と配布。
- 啓発パンフレット「カレシとカノジョ2人の関係 それってデートDVかもしれない!？」の配布。
- 市の行事等での啓発ポケットティッシュ配布。

基本目標Ⅱ 男女が平等に社会参加するための環境づくり

◇重点課題1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

政策や方針の企画や決定に女性も参加することができるように、市の審議会等の委員や女性職員の登用に努めます。

(1)協議会、審議会といった、附属機関等に参加する女性の割合目標を40%としています。 ▶【総務部 総務課】

●審議会などの情報を市ホームページに掲載し、市民のみなさんが内容に関心を持ち、委員公募へ応募いただけるよう努めます。

●女性人材登録制度・・・多くの女性に対して登録を募り、審議会や協議会などへの参加を促します。

〈附属機関等の数/92 機関 うち女性がいる附属機関等の数/71 機関〉

〈女性登用率/27.47%〉



◇重点課題2 就業における男女共同参画を促進するための環境づくり

男女が平等に能力を発揮し、評価され、共に働きやすい環境をつくるとともに、女性がもっと積極的に職場へ進出する意欲がもてるよう、就業機会の拡大に努めます。

(1)男女の均等な雇用機会の確保と働きやすい就労環境づくりをめざします。

▶【経済部 商工労働課、総務部 職員課】

- 市内事業所の労働状況調査を隔年実施することで、市内各企業の労働環境や福利厚生を把握、分析し、雇用環境の向上をめざします。

〈調査対象事業所数 1,379 社 回答事業所数 411 社 回答率 29.8%〉

- 男女雇用機会均等法や、改正育児・介護休業法の情報を市ホームページに掲載。
- 特定事業主行動計画を推進し、市役所全体で仕事と家庭の両立を図ります。
- 恵庭市職員、特に男性職員の育児休業取得促進を図ります。

〈男性職員の取得件数/6 件 取得率/35.3%〉

- 女性職員の将来を見通した育成と積極的活用、登用することを目的に女性職員リーダー研修を実施。

〈参加者数/28 名〉



(2)職場と家庭が両立しやすい環境を整備します。

▶【子ども未来部 子育て支援課、子ども家庭課】

- 保育園において 19 時 15 分までの延長保育を 11 園、一時保育を4園、休日保育を1園で実施。

〈延長保育 利用延べ人数/8,556 人 利用日数/2,261 日〉

〈一時保育 利用延べ人数/3,291 人 利用日数/915 日〉

〈休日保育 利用延べ人数/147 人 利用日数/61 日〉

- 仕事などで日中保護者が家庭にいない子どもたちを対象に、学童クラブを開設。

決算額/141,881 千円 〈開設/16 か所 在籍児童数/598 人〉

- 子育て支援に積極的に取り組んでいる市内 企業・団体を「恵庭市子育て応援企業」として表彰。〈表彰企業/2 社〉

- こども緊急さぼねっと事業

決算額/2,008 千円 〈依頼会員/161 人 協力会員/29 人 利用件数/44 件〉

- ファミリー・サポート・センター事業

決算額/ 4,152 千円

〈依頼会員/762 人 協力会員/137 人 両方会員/80 人 利用件数/542 件〉

- ひとり親家庭自立支援給付金事業

…就労のための各種講座の受講料を一部助成

決算額/ 59 千円 〈対象者/1名〉

- ひとり親高等職業訓練促進給付金事業

…資格取得のために修業する養成機関の費用を2年間助成し、修了後に修了支援金を給付

決算額/2,121 千円(うち修了給付金 75 千円) 〈対象者/3 名〉

NEW

- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援助成事業

…高等学校卒業程度認定試験の対象講座の受講費用の一部を助成

まとめ

雇用主や労働者に対して就労環境の整備に関する情報提供や啓発に努めるほか制度の利用がしやすい職場風土の醸成が必要。

また、サービスの利用希望者や利用者のニーズが多様化しており、今後、サービスの質の向上が課題。

基本目標Ⅲ 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり

◇重点課題1 安心して子育てができる環境整備

男女が共に、職業と家庭を両立し、安心して子育てができるよう、子育て環境の整備に努めます。また、男性の子育てを支援します。

- (1)子どもと家族の健康づくりや育児相談、親子同士の交流を行い、不安の軽減と解消をめざします。 ▶【保健福祉部 保健課】
- 乳幼児すくすく相談 〈開催回数/12回(月1回) 利用延べ人数/400人〉
 - 育児教室…育児中の親子が交流し、離乳食や歯の手入れなどについて学びます。
〈開催回数/6回 利用延べ件数/87件〉
 - 乳幼児健診 〈受診人数/1,971人〉
- (2)子育て支援センターを柏陽、恵み野、島松、黄金、柏、恵庭の市内6か所に設置し、育児相談のほか、親子で自由に遊びながら、他の親子と交流や情報交換する場を設けています。 ▶【子ども未来部 子育て支援課】
- 子育て支援センター事業 決算額/ 22,466 千円
 - *プレイセンター事業 〈開催回数/128回 参加延べ人数/1,739人〉
 - *のびのびパーク 〈開催回数/39回 参加延べ人数/1,076人〉
 - *サンデーパパ 〈開催回数/12回 参加延べ人数/277人〉
 - *Happyマッピリーフレッシュ 〈開催回数/12回 参加延べ人数/461人〉
 - *もりもりクッキング 〈開催回数/12回 参加延べ人数/352人〉
 - *みんなの広場 〈開催回数/42回 参加延べ人数/809人〉
 - 産後子育てサポート事業…助産師による専門的な相談・指導のための費用助成。
決算額/121 千円 〈利用者数/33人〉
- (3)すべての子どもたちや保護者が安全で安心して地域で過ごすことができる居場所作りを目指すとともに生活上の様々な困難を抱える子どもたちが地域のつながりをつくりながら生活向上を図ります。 ▶【子ども未来部 子ども家庭課】
- 「恵庭市子どもの居場所づくりプラン」に基づき、子どもひろばや学童クラブ、子育て支援センターの3つの機能を併せ持つ「子どもの集う場所」を計画的に整備を進めます。
決算額/236,390 千円
〈延べ利用者数/98,394人
(子どもひろば・児童館等:60,541人、子育て支援センター:37,853人)



●子どもの生活・学習支援事業

…生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供を恵庭・若草・柏の3地区で実施
決算額/4,500 千円 〈利用延べ児童数/853 人 実施回数/145 回〉

(4)家庭教育における様々な課題の解決へのヒントを得る学習機会を提供します。

▶【教育部 社会教育課】

●家庭教育支援事業 〈参加者数/50 組 150 人〉

(5)子どもを産み育てるための助成と支援を行います。

▶【保健福祉部 保健課、国保医療課、子ども未来部 子ども家庭課】

●妊産婦・乳幼児家庭訪問事業

* 乳児家庭全戸訪問事業 〈訪問件数/472 件〉

* 養育支援訪問事業 〈訪問件数/94 件〉

●小児救急普及啓発事業…冊子「こどもの救急」の作成 〈配布部数/472 冊〉

●各種予防接種事業…0～20 歳未満で予防接種法等の法令で規定する市民を対象に実施。

決算額/124,359 千円 〈予防接種延べ人数/14,082 人〉

●ひとり親家庭等医療費の助成 決算額/41,298 千円

〈対象者数 保護者/740 人 子/1,112 人〉

●子ども医療費の助成 決算額/100,548 千円

〈受給者数 未就学児/3,460 人 小学生/414 人 中学生/37 人〉

●ひとり親家庭等生活支援員派遣事業 〈利用者数/1 人 利用延べ時間数/6 時間〉

●家庭児童相談 …18歳未満の子どもや家庭に関する相談のため家庭児童相談員を設置 〈相談件数/328 件〉

●ひとり親家庭等相談 …ひとり親家庭等の生活自立に関する相談のため母子父子自立支援員を設置 〈相談件数/1,320 件〉

●子育て支援短期利用事業 …疾病等の理由により養育が困難となった場合、児童福祉施設等で児童を一時的に養育

〈申請件数/1 件 利用延べ日数/2 日〉



●子育て支援夜間養護等事業 …仕事などで夜間の養育が困難となった場合に児童を児童福祉施設において一時的に養育

まとめ

多様化、複雑化する相談内容への対応、受入れ体制の整備について検討が必要。

◇重点課題2 高齢者や障がい者が生き生きと安心して暮らせる 環境の整備

だれもが安心して暮らせるよう高齢者や障がい者などにも住みよい環境を整備するよう努めます。

(1)健康に関する正しい知識の普及を図ります。 ▶【保健福祉部 保健課】

- シニア向けポータルサイト「ウェルネススペースえにわ」にて、健康、スポーツ、イベント、社会参加に関する情報を提供します。
- 高齢者健康教育事業…健康講話や「いきいき百歳体操」などの運動体験を通し、高齢者の健康維持・増進を図ります。

決算額/88千円 〈実施回数/3回 参加延べ人数 100人〉

(2)高齢者の疾病の発症及びまん延を防ぐための支援を行います。

▶【保健福祉部 保健課】

- 高齢者予防接種事業 決算額/33,871千円 〈接種延べ人数/10,268人〉

(3)高齢社会を生き生きと健康で暮らすため安心して生活できるよう支援します。

▶【保健福祉部 介護福祉課】

- 介護予防老人福祉スポーツ大会 〈参加者数/796人〉
- 介護予防老人健康ハイキング 〈開催日数/2日 参加者数/367人〉
- 協同労働プラットフォーム事業 決算額/1,200千円
 - *地域懇談会の実施 〈開催回数/8回 参加延べ人数/35人〉
 - *セミナー・講座・学習会等の実施 〈開催回数/17回 参加延べ人数/96人〉
 - *協同集会の実施〈開催回数/1回 参加人数/93人〉

NEW

- 生活支援体制整備事業
 - …地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため「生活支援コーディネーター」を設置

(4)高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ります。

▶【経済部 商工労働課】

- 恵庭市シルバー人材センター事業
 - …センターの実施する事業に対し、助成を行います。

(5)地域包括支援センター「たよれーる」による支援 ▶【保健福祉部 介護福祉課】

●地域包括支援センター事業

…介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上、福祉の増進を図ります。

(6)介護にかかわる家族の研修と交流を行います。 ▶【保健福祉部 介護福祉課】

●家族介護支援事業

…高齢者の介護をしている家族が、介護の負担から一時的に解放され、介護者相互での交流することにより、介護疲れを癒し、介護力の持続を図ります。

〈合同交流会/6回 参加延べ人数/44人〉

〈随時交流会/10回 参加延べ人数/64人〉

(7)障がいのある方が自立生活を営めるよう、サービスの向上に努めます。

▶【保健福祉部 障がい福祉課、子ども未来部 子ども発達支援センター】

●障害者総合相談支援センターの設置運営

…障がいのある人へ就労支援や障がいの種別やニーズに対応し、総合的・専門的な相談支援を行います。

決算額/31,469千円

●社会生活支援事業

…軽作業等を通して、就労への意識を高め社会生活能力の向上を図ります。

決算額/1,913千円 〈契約者数/5名 利用延べ人数/59人〉



(8)障がいのある方に対する理解及び関係機関との連携強化、情報の共有化を図り、障がいへの理解促進・普及啓発に努めます。

▶【保健福祉部 障がい福祉課】

●障がい理解促進・普及啓発事業

＊障がい者差別解消法講演会 〈参加者数/65 人〉

＊障がい者差別解消法職員研修の開催

●障がい者就労支援事業

＊農福連携ネットワーク会議 〈開催回数/2 回 参加延べ人数/53 人〉

(9)障がいや発達に心配のある子どもたちの支援を行います。

▶【子ども未来部 子ども家庭課】

●障がい児相談支援・・・障がい児通所支援に係る支援事業者との連絡調整及び支援利用計画の作成

〈計画相談/259 件 モニタリング/324 件〉

●障がい児通所支援サービス事業・・・通所支援利用者に対し給付費を支給

決算額/186,884 千円

＊児童発達支援・・・日常生活における基本的動作の指導や、集団生活での適応訓練を実施。〈利用延べ回数/5,711 回〉

＊放課後等デイサービス・・・障がいのある就学児童の放課後及び学校休業日に社会生活能力の向上のために必要な訓練の実施。

〈利用延べ回数/15,541 回〉

＊保育所等訪問支援・・・発達支援が必要な児童がいる所属機関に支援員が訪問し、集団生活に適応するために専門的な支援を実施。

〈利用延べ回数/23 回〉

●地域生活支援事業 決算額/7,573 千円

＊移動支援事業 〈利用延べ回数/1,028 回〉

＊日中一時支援事業 〈利用延べ回数/108 回〉

＊日中一時支援事業(重度心身入浴型) 〈利用延べ回数/225 回〉

＊訪問入浴サービス事業 〈利用延べ回数/3 回〉

(10)障がいのある子どもたち一人ひとりのニーズに応じた支援を受けられる場を提供し、安心して生活できるよう支援を行います。 ▶【子ども未来部 子ども発達支援センター】

●市町村子ども発達支援センター事業

…発達に心配のある児童とその家族を対象に身近な地域で相談支援及び発達支援を受けられるよう支援体制の整備を図ります。

- * 基本相談 〈利用延べ人数 157 人〉
- * 検診(1歳6ヶ月、3歳) 〈利用延べ人数 70 人〉
- * 乳幼児発達支援教室 〈利用延べ人数 86 人〉
- * 恵庭市発達支援推進協議会開催
- * 恵庭市子どもの発達講演会 〈参加人数/169 人〉
- * 公開ケース会議 〈参加人数/92 人〉
- * 子どもの発達講座 〈参加人数/88 人〉

●相談支援事業…子ども発達支援センター内に設置の「子ども相談支援室え〜る」の相談支援専門員が、福祉サービス利用についての計画相談を行います。

〈利用実人数/286 名 利用延べ人数/671 人〉

●障害児通所支援事業

- * 児童発達支援 〈利用実人数/93 人 利用延べ人数/5,104 人〉
- * 放課後等デイサービス 〈利用実人数/52 人 利用延べ人数/1,121 人〉
- * 保育所等訪問支援 〈利用実人数/2 人 利用延べ人数/23 人〉

●小児神経医による子ども発達相談 〈利用延べ人数/21 人〉

●社会生活支援事業 〈利用延べ人数/59 人〉

まとめ

高齢期を生き生きと過ごすために実施している各事業への参加促進に向け、継続した啓発が必要。

また、高齢者の増加に伴う支援対象者及び支援困難な事例への対応、多様化する個々のニーズや障がいの特性に対応できるよう窓口の充実が必要。

◇重点課題3 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会で性別や世代、価値観の異なる人々が互いに支え合い、差別なく活動が進められるよう促進します。

(1)市民活動の活性化による市民と行政の協働のまちづくりを推進します。

▶【生活環境部 市民活動推進課】

●市民活動センター推進事業 〈会員数/142 団体・個人・企業〉

◇重点課題4 防災分野・防災現場への参画推進

過去の震災被害から浮かび上がった女性をめぐる諸問題の解決だけではなく、性別や年齢を問わず、あらゆる事態に対応できる防災対策と防災意識の啓発を実施します。

(1)起こりうる災害や平常時からの備えについて、知識の普及及び防災意識の向上を図ります。

▶【総務部 基地・防災課】

●出前講座の開催 〈参加者/28 団体 906 人〉

●防災学習会・・・小学校区に居住する住民や児童に対し学習会を開催
〈開催回数/3 回 参加延べ人数/83 人〉

(2)自主防災組織の組織率向上及び活動活性化を図ります。 ▶【総務部 基地・防災課】

●自主防災組織等活動支援金事業

＊防災活動支援(ハード面) 決算額/2,996 千円 〈助成団体/10 団体〉

＊防災活動支援(ソフト面) 決算額/255 千円 〈助成団体/13 団体〉

＊設立準備支援 決算額/57 千円 〈助成団体/3 団体〉

＊倉庫設置支援 決算額/30 千円 〈助成団体/2 団体〉

(3)防災分野での女性人材の登用を進めます。

▶【総務部 基地・防災課】

●地域防災計画について女性や高齢者、障がい者など様々な視点を取り入れ、計画の修正と前進に努めます。

まとめ

女性や高齢者、障がい者など様々な視点を取り入れるとともに、防災への意識向上、各種事業への参加への促しが必要。

基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

◇重点課題1 家庭における男女共同参画教育・学習の推進

家庭での男女役割分担意識の解消をめざし、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合うよう啓発を行います。

(1)従来からの男性重視の家族制度にとらわれない家庭環境の重要性について啓発します。 ※再掲

▶【総務部 総務課】

- 情報紙「さくらんぼ」の市ホームページへの掲載。
- 家庭と育児の両立支援に関する情報を市ホームページに掲載。
- 「女性のためのワーキングガイド」の市ホームページへの掲載。
- 男女共同参画に関する制度や取組みについて市 facebook へ掲載。
- 地域FM放送を活用し、男女共同参画に関する情報発信を行う。

(2)家事や子育て、介護について男女が平等に共同して担う意識を醸成します。

▶【保健福祉部 保健課、介護福祉課】

- 育児教室 ※再掲
- 家族介護支援事業 ※再掲

(3)男女共同参画の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会を提供します。

▶【教育部 社会教育課、保健福祉部 保健課】

- 家庭教育支援事業 ※再掲
- 高齢者健康教育事業 ※再掲



◇重点課題2 学校における男女共同参画教育・学習の推進

学校は家庭や地域と共に子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践が図られるよう努めます。

(1)学校教育における男女共同参画の推進 ▶【教育部 学校教育課、総務部 総務課】

●女性教職員の管理職登用促進を関係機関と連携し、促進します。

〈市内女性教職員管理職人数/小学校校長 1 人、中学校校長 1 人、小学校教頭 1 人〉

●男女共同参画に関するキャッチフレーズの募集

…市内各中学校から内閣府主催の男女共同参画に関するキャッチフレーズ募集事業へ応募するとともに、恵庭市の男女共同参画の周知・啓発に活用。

(2)学校で男女平等観に立った教育に努めます。 ▶【教育部 学校教育課、教育支援課】

●男女が共同して家庭を築いていくという意識を育てる指導を図ります。

＊道徳教育…「私たちの道徳」の活用

＊性教育…保健分野の学習を生かし、各学年の発達段階に応じた身体機能の発達や生殖機能の成熟についての指導をすすめます。

＊中学「社会科」…中学「社会科」の公民分野で、個人の尊厳と両性の本質的平等に関する学習を進めます。

●人権を尊重し、共に生きる意識を育てます。

＊CAP教育プログラム事業…いじめを含めた様々な暴力から「自分を守る」ための教育を行います。

・子どもワーク 〈開催回数/20 回 参加人数/708 人〉

・教職員ワーク 〈開催回数/9 回 参加人数/94 人〉

・保護者ワーク 〈開催回数/1 回 参加人数/6 人〉

＊社会科副読本「のびゆく恵庭」に「恵庭市の男女共同参画」を掲載。



◇重点課題3 社会における男女共同参画教育・学習の推進

性別による男女の役割分担意識を是正し、多様な生き方や暮らし方を持った人々が、周囲の人々と共生しながら、自分らしさを大切にしていけるよう人権意識の啓発を推進します。

(1)市民へ市政への理解と関心を深めてもらうとともに学習する機会を提供します。

▶【企画振興部 広報課】

●出前講座の開催 〈実施回数/113回 参加人数/2,589人〉

(2)地域で様々な活動に係わる女性を対象に情報・知識・技術を提供し、育成・支援を図ります。

▶【教育部 社会教育課、総務部 総務課】

●女性の学び支援事業

*女性人材育成セミナー 〈実施回数/2回 参加延べ人数/43人〉

●学習活動団体への育成支援・・・団体の自主活動への助成 〈3町内会、個人27名〉

●女性団体活動者研修会 ※恵庭市地域女性連絡会と共催 〈参加者/76人〉

●日本女性会議 2017 とまこまいへ参加

…男女平等参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流や情報のネットワーク化を図ることを目的として全国各地で開催される日本女性会議へ参加 〈参加人数/35人〉

(3)男女共同参画の視点に基づいた社会教育を進めます。

▶【総務部 総務課】

●地域における男女共同参画推進について学習するためのフォーラムを実施します。

*男女共同参画フォーラム 〈参加人数/60人〉

※女性ネットワークえにわと共催

●国や道の情報を、広報及び市ホームページ等に掲載し、周知に努めます。

まとめ

参加者を増やすとともに更なる意識向上のために事業内容の検討が必要。

基本目標Ⅴ 生涯にわたる健康の支援

◇重点課題1 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の普及

◇重点課題2 ライフステージに応じた健康づくりの推進

女性は、妊娠や出産の機能からもたらされる特有の健康課題を心身に多く生じます。そのため、男女それぞれのライフステージに応じた健康づくり支援と相互理解に努めます。

(1)妊娠、出産、育児における健康づくりを支援し、知識や情報の提供と相談体制を充実させます。

▶【保健福祉部 保健課】

●妊婦健康診査支援事業

＊妊婦健診 〈延べ件数/5,635 件〉

＊超音波検査 〈延べ件数/2,494 件〉

●妊娠期の健康づくり事業

＊妊婦相談 〈延べ件数/497 件〉

＊妊婦教室 〈開催回数/12 回 参加延べ人数/113 人〉

＊両親教室 〈開催回数/ 6 回 参加延べ人数/154 人〉

＊プレママ相談日 〈開催回数/12 回 利用者数/17 人〉

●妊婦に優しい環境づくり推進事業

＊マタニティマークストラップの配布 〈配布数/447 個〉



(2)疾病等により心身機能が低下している人の機能維持及び改善と保健指導を行います。

▶【保健福祉部 保健課】

●機能訓練…いきいき百歳体操、健康講話の実施

〈実施回数/14 回 参加延べ人数/25 人〉

●訪問指導…生活習慣病予防、療養方法、栄養指導などの相談

〈対象者数/5 人 延べ訪問者数/11 人〉



(3)成人・高齢期を健康に過ごせるよう支援します。

▶【保健福祉部 保健課、健康スポーツ課、国保医療課】

●各種がん検診事業

決算額/22,350 千円

〈集団検診/10 回 バス検診/15 回 子宮・乳がん検診/5 回 レディース検診/3 回〉

●がん検診推進事業…特定の年齢に達した者に対し、がん検診無料クーポン券を送付し、がんの早期発見及び正しい健康意識の普及啓発を図ります。

* 子宮がん 〈クーポン発送件数/418 件〉

* 乳がん 〈クーポン発送件数/501 件〉

●健康診査事業…生活習慣を改善するための保健指導を行い糖尿病等の有病者予備軍の減少を図ります。

決算額/1,580 千円 〈集団検診/10 回 バス検診/12 回 レディース検診/3 回〉

●生活習慣病の予防と健康づくりのため、健康学習会や保健指導を行います。

* 高齢者訪問相談事業 決算額/4,810 千円〈訪問者数/641 人〉

* 歯科口腔保健普及啓発事業 〈開催回数/4 回 参加延べ人数/173 人〉

●こころの健康づくり・自殺予防の知識を普及啓発し、推進を図ります。

* 講演会 〈参加者数/78 人〉

* パネル展 〈開催期間/43 日間〉

●健康教育・健康相談事業…生活習慣病及び介護予防の正しい知識の普及を図り、適切な指導や支援を行うことで壮年期からの健康の保持増進を図ります。

* 健康教育 〈実施回数/ 65 回 参加延べ人数/1,555 人〉

* 健康相談 〈実施回数/632 回 参加延べ人数/1,445 人〉

●特定健診・脳ドック等各種検診を実施し、病気の早期発見、治療を促します。

* 特定健康診査 決算額/28,129 千円 〈受診者数/2,700 人〉

* 脳ドック 決算額/ 6,902 千円 〈受診者数/434 人〉

●特定健康診査等実施計画の推進

…生活習慣病発症予防及び重症化抑制に向けた特定健康診査受診率の向上を図ります。

* 特定健康診査受診率 24.7%

* 特定保健指導受診率 62.6%

基本目標Ⅵ 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進

◇重点課題1 国際交流と国際協力への参画推進

本市に居住する外国人への支援をはじめ様々な機会を捉えて国際交流と協力の推進に努めます。

(1)「恵庭市国際化の指針」に基づいて、海外都市との交流の中で市民の国際理解を深める活動を展開しました。 ▶【企画振興部 企画課】

- 国際交流活動の推進・・・市民ボランティア等による親睦交流会等の開催を支援します。

〈開催回数/4回〉

- 海外都市との交流促進・・・姉妹都市であるニュージーランド・ティマル市及び市民間交流のある中国・貴陽市との教育、文化交流を図ります。
ティマル市にて姉妹都市 10 周年記念事業を実施。

- 生活情報等の多言語化の推進し、生活の一助になるよう支援します。
・・・やさしい日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字で作成した生活情報マップ、医療マップ、エコバスマップ、時刻表を広く配布。
市内各施設等の統一した多言語翻訳等について整理。



基本目標Ⅶ 女性の職業生活における活躍の推進

◇重点課題1 雇用に関する女性登用の推進

事業主へ女性登用を促し、雇用に関する課題解決への取組みを推進します。

(1)就業機会の拡大をめざし、求職相談を受け、求人情報を提供します。

▶【経済部 商工労働課】

- 地域職業相談室 ジョブガイド恵庭にハローワーク千歳の職員が常駐して仕事の相談や求人データの検索、紹介を行っています。

〈ジョブガイド利用者延べ人数/14,653 人 就職決定件数/480 件〉

- 就職促進事業・・・幅広い職種選択の機会を提供するとともに地元高校生の就職促進、潜在的な労働力の発掘を行います。

〈就職決定者数/63 人〉

(2)職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備を推進します。

▶【子ども未来部 子ども家庭課】

- 学童クラブの充実 ※再掲
- 恵庭市子育て応援企業の表彰 ※再掲



基本目標Ⅷ 推進体制の確立

◇重点課題1 庁内推進体制の強化

施策が効率的かつ的確に実施され、計画が着実に推進されるよう推進体制の整備に努めます。

(1)推進本部と実行組織を整えます。 ▶【全庁】

- 男女共同参画推進本部会議及び幹事会の開催
…市役所全庁を網羅した推進本部及び実行組織(幹事会)により、施策を検証。

◇重点課題2 推進管理体制の確立

施策の進行状況を定期的に検証することにより、施策が適宜見直され、効率的かつ的確なものとなるよう推進管理体制の確立に努めます。

(1)男女共同参画審議会による検証を行います。 ▶【全庁】

- 施策及び事業について審議会でのチェックと再評価を行い、計画を適切に進行管理します。

◇重点課題3 市民との連携と協力

男女共同参画社会の実現のため、幅広い市民と協働し、市民との連携と協力を努めます。

(1)市民と行政、市民相互の連携と充実を図ります。 ▶【全庁、総務部 総務課】

- 女性団体をはじめとする幅広い市民と連携・協力し、各種施策を計画的に進行します。
- 日本女性会議 2017 とまこまいへ参加 ※再掲
- 女性団体と女性政策等に関する意見交流として懇談会へ参加
- 女性団体を中心とした男女共同参画を推進するための団体設立への支援

まとめ

男女共同参画推進のため、市民、企業、行政が連携し、取組む推進体制の構築が必要。

体系図に基づく事業

※「赤字＊」は重複して掲載している事業です。

基本目標	重点課題	取り組み	実施事業
Ⅰ 男女の人権の尊重	1 性別による差別や暴力の根絶	① 啓発活動を充実させます	男女共同参画情報紙の発行 facebookによる情報発信 総務課 総務課
		② 相談体制を充実させます	無料法律相談 司法書士相談 生活安全課 生活安全課 配偶者等からの暴力に関する相談・情報提供 子ども家庭課
	2 男女共同参画の視点に基づいた意識づくり	① 男女共同参画の視点に基づいた広報活動を進めます	男女共同参画啓発ポケットティッシュ配布 男女共同参画週間パネル展 総務課 総務課 女性に対する暴力をなくす運動パネル展 総務課 女性のための相談窓口パンフレット配置 総務課
		② メディアにおける人権を尊重した表現への啓発を行います	
Ⅱ 男女が平等に社会参加するための	1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大	① 審議会等の委員へ女性を登用します	審議会委員等への女性登用の推進 総務課
		② 女性職員を登用します	
	2 就業における男女共同参画を促進するための環境づくり	① 雇用の場における男女均等な機会と待遇の確保を進めます	男性の育児休業取得促進 職員課
		② 男女が働きやすい就労環境づくりを進めます	特定事業主行動計画の推進 職員課 職員の研修の充実(女性職員リーダー研修) 職員課 学童クラブの充実＊ 子ども家庭課 子育て応援企業表彰＊ 子ども家庭課 ファミリー・サポート・センター事業 子育て支援課 一時保育・延長保育・休日保育事業 子育て支援課 こども緊急さばねっと事業 子育て支援課 労働状況調査 商工労働課 男女雇用機会均等法・改正育児介護休業法の情報発信商工労働課 ひとり親家庭自立支援給付金事業【分類変更】 子ども家庭課 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業【分類変更】 子ども家庭課 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援助成事業【新設】 子ども家庭課
		③ 女性の働く意識の向上と就業機会の拡大を進めます	

基本目標	重点課題	取り組み	実施事業	
Ⅲ 男女が平等に 安心して暮らせる 環境づくり	1 安心して子育てができる環境整備	① 子育てを支援するための施策を進めます	子どもの居場所づくりプランの推進 家庭児童相談・ひとり親家庭相談体制の充実 ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業 子育て支援短期利用事業 子どもの生活・学習支援事業【新規】 子育て支援夜間養護等事業【新規】 子育て支援センター事業 産後子育てサポート事業 ひとり親家庭等医療費の助成 子ども医療費の助成 育児教室 乳幼児健康診査 妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 来所相談 小児救急普及啓発事業 各種予防接種事業 家庭教育支援事業	子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課 子育て支援課 子育て支援課 国保医療課 国保医療課 保健課 保健課 保健課 保健課 保健課 保健課 社会教育課
	2 高齢者や障がい者が生き生きと安心して暮らせる環境の整備	① 高齢社会を生き生きと健康で暮らすための施策を進めます	老人福祉スポーツ大会事業等の実施 協同労働プラットフォーム事業 地域包括支援センター事業 生活支援体制整備事業 高齢者健康教育事業 高齢者予防接種事業 シニア向けポータルサイト作成事業 恵庭市シルバー人材センター事業費補助金	介護福祉課 介護福祉課 介護福祉課 介護福祉課 保健課 保健課 保健課 商工労働課
		② 介護を支援するための施策を進めます	家族介護支援事業	介護福祉課
		③ 障がい者の生活支援と住みよいまちづくりを進めます	市町村子ども発達支援センター事業 相談支援事業 障害児通所支援事業 社会生活支援事業 小児神経医による子ども発達相談 障がい児通所支援サービス事業 相談支援事業 地域生活支援事業 障がい者総合相談支援センターの設置運営 障がい理解促進・普及啓発事業 障がい者就労支援事業	子ども発達支援センター 子ども発達支援センター 子ども発達支援センター 子ども発達支援センター 子ども発達支援センター 子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課
	3 地域社会における男女共同参画の推進	① 地域活動における男女平等と男女が共に参加することを促進します	市民活動センター推進事業	市民活動推進課
	4 防災分野・防災現場への参画推進	① 防災意識向上の学習機会を提供します	防災環境の充実 自主防災組織の育成支援 防災学習会の開催	基地・防災課 基地・防災課 基地・防災課
		② 防災分野での女性人材の登用を進めます	地域防災計画の推進	基地・防災課
	5 環境分野への啓発と参画の推進	① 環境保全に関する情報を提供します		

基本目標	重点課題	取り組み	実施事業	
Ⅳ男女共同参画の 視点に基づく 教育・学習の充実	1 家庭における男女共同参画教育・学習の推進	① 従来からの男性重視の家族制度にとらわれない家庭環境の重要性について啓発します		
		② 家事や子育て、介護は、男女が平等に共同して担う意識を醸成させます		
		③ 男女共同参画の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会を提供します		
	2 学校における男女共同参画教育・学習の推進	① 男女共同参画に関する教職員の研修機会を充実させます	教職員の女性管理職登用	学校教育課
		② 子育てや介護など、男女が共同して担う視点からの教育を進めます		
		③ 男女共同参画の視点に基づいた学校運営を進めます	社会科副読本の発行 中学「社会科」 道徳教育・性教育 CAP教育プログラム事業 男女共同参画に関するキャッチフレーズの募集	学校教育課 学校教育課 学校教育課 教育支援課 総務課
	3 社会における男女共同参画教育・学習の推進	① 地域や職場において、男女共同参画社会づくりへの意識を高めます	出前講座	広報課
		② 男女共同参画の視点に基づいた社会教育を進めます	学習活動団体の育成支援 女性団体活動者研修会 女性人材育成セミナー 男女共同参画フォーラム	社会教育課 社会教育課 社会教育課 総務課
		③ ジェンダー、女性に関する各種問題の情報を収集し提供と啓発を行います		
Ⅴ生涯にわたる 健康の支援	1 性と生殖について、その健康と自由を選択する権利の普及	① 普及のための啓発と情報提供を行います		
		② 性と生殖について、その健康と自由を選択する権利の教育を進めます		
	2 ライフステージに応じた健康づくりの推進	① 妊娠・出産期、子育て期における健康づくりを支援します	妊娠期の健康づくり事業 妊婦に優しい環境づくり推進事業 妊婦健康診査支援事業	保健課 保健課 保健課
		② 成人・高齢期における健康づくりを支援します	特定健康診査等実施計画の推進 特定健診・脳ドック等各種検診事業 機能訓練・訪問指導事業 健康教育・健康相談事業 健康診査事業 がん検診推進事業 各種がん検診事業 こころの健康づくり普及啓発事業 歯科口腔保健普及啓発事業 高齢者訪問相談事業	国保医療課 国保医療課 保健課 健康スポーツ課 保健課 保健課 保健課 保健課 保健課 保健課

基本目標	重点課題	取り組み	実施事業	
Ⅵ男女共同参画の 視点に基づいた 国際交流・協力の推進	1 国際交流と国際協力への参画 推進	① 在住外国人への支援をします	生活情報等の多言語化の推進	企画課
		② 国際交流活動を進めます	国際交流活動の推進 海外都市との交流促進	企画課 企画課
		③ 国際協力への理解を進めます		
Ⅶ女性の職業生活に おける活躍の推進	1 雇用に関する女性登用の推進	① 情報の収集と提供を行います	地域職業相談室事業	商工労働課
		② 就労環境づくりを進めます	学童クラブの充実* 就職促進事業 子育て応援企業表彰*	子ども家庭課 商工労働課 子ども家庭課
		③ 事業主への啓発を行います		
Ⅷ推進体制の確立	1 庁内推進体制の強化	① 推進本部と実行組織を整えます		
	2 推進管理体制の確立	① 実行組織がそれぞれで自己検証を行います		
		② 男女共同参画審議会による検証を行います	男女共同参画審議会の開催	総務課
	3 市民との連携と協力	① 市民と行政、市民相互の連携と充実を図ります		

平成29年度版実施概要書に係る事前質問及び回答

市の職員採用に際して、男女公平な採点評価となっているのか。

- ・ 恵庭市の職員採用の採点は、女性受験者を一律減点していた事実はなく、従前より男女公平な採点評価を行っています。
- ・ 1 次試験の筆記試験では、試験機関に委託し実施しており、採点は試験機関が行う全国統一試験の基準で算出され、この採点結果に基づいて選考しております。2 次試験の集団討論、3 次試験の面接試験においても男女公平に採点を行っています。

保育園を希望している方は全員入園できているのか。また待機児童がいる場合はどの程度いるのか。

- ・ 保育園の入所人員は毎年増加していますが、保育所の定員数を拡大したことにより、平成 2 9 年度以降待機児童は発生していません。



恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例

平成15年7月2日条例第22号

目次

まえがき

第1章 全体に関すること(第1条～第9条)

第2章 男女共同参画を進めるための仕事

第1節 基本計画(第10条)

第2節 実行する主なこと(第11条～第26条)

第3章 相談や意見(第27条～第28条)

第4章 男女共同参画審議会(第29条)

第5章 その他(第30条)

附 則

子どもから高齢者まですべての人が安心して暮らせる、豊かで住みやすいまちにするためには、性別に関係なくすべて平等に、人間としてのすばらしさをお互いに認め合いながら、自分の意思で行動し、それぞれの個性や能力を十分に生かすことが必要です。

しかし、日本の社会では古くから男性は仕事、女性は家事と育児、介護など、様々なところで性別による役割を分けてきました。国は平成11年に「男女共同参画社会基本法」を、北海道は平成13年に「北海道男女平等参画推進条例」を定めて、このような不平等を無くすることに取り組んでいますが、現在もなお家庭や学校、職場や地域社会において、性別による差別が見られます。

恵庭市は、このような状況を一日も早く解消して、すべての男女が平等に暮らせるまちにするため、「めざす姿」として「家庭のめざす姿」と「学校のめざす姿」と「職場のめざす姿」と「地域のめざす姿」と「市役所のめざす姿」の実践を求めてこの条例を定めます。

第1章 全体に関すること

(目的)

第1条 この条例は、恵庭市において男女共同参画社会を実現するための基本となる考えを決め、市民をはじめ会社、個人商店や農業を営む人、そして市の責任と義務を示し、市がしなければならない仕事の基本を決めることによって、すべての市民が性別に関係なく個人として尊重され、だれもが対等な立場で自由に発言したり活動し、平等に暮らせるようにすることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画 男女が、対等な立場の個人として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、社会のあらゆる分野での活動に自分の意思で参加し、共に責任を持つこと。
- (2) ハラスメント いろいろな場面での嫌がらせやいじめを指し、相手に対しての発言や行動が、その人を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、相手の対応によって不利益を与えること。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次のことを基本となる考え(以下「基本理念」といいます。)として、男女の人権が尊重されるように進めなければなりません。

- (1) 性別に関係なく、個人としてのすばらしさが尊重されること。
- (2) 性別による差別的な扱いを受けないこと。
- (3) 性別に関係なく、個人としての能力を発揮する機会が用意されていること。
- (4) 性別によって役割を分けるような制度や習慣をなくすること。
- (5) 市や職場や地域の仕事について、その計画を考えたり決めたりするとき、性別に関係なく対等に参画する機会があること。
- (6) 家庭の男女が対等な立場で協力し、家庭生活の責任と役割を果たすとともに、学校や地域など家庭以外での活動も支え合うこと。
- (7) 女性が、生涯を通じて性に関する本人の意思が尊重され、妊娠と出産によって健康が害されることがないようにすること。
- (8) 男女共同参画は、国際社会の一員として共に取り組むものであること。

(市民の責任と義務)

第4条 市民は、基本理念について理解を深め、毎日の生活の中で実行するよう努めなければなりません。

(事業者の責任と義務)

第5条 会社そして個人商店や農業などを営む人(以下「事業者」といいます。)は、基本理念について理解を深め、毎日の仕事の中で実行するよう努めなければなりません。

2 事業者は、基本理念を社員が実行できるような環境を作るよう努めなければなりません。

(町内会などの責任と義務)

第6条 町内会など地域の中で自主的に活動している団体は、基本理念にしたがって、男女が平等に参画できるように努めなければなりません。

(市の責任と義務)

第7条 市は、基本理念にしたがって、男女共同参画を進めることを重要な仕事として総合的に取り組まなければなりません。

2 市は、男女共同参画を進める仕事をするときは、市民や事業者はもちろん、国や都道府県、他の市町村とも協力するよう努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 だれであっても、性別を理由に、直接的にも間接的にも差別をしてはなりません。

2 だれであっても、あらゆるハラスメントをしてはなりません。

3 だれであっても、男女共同参画を害するような暴力的行為(精神的に大きな苦痛を与える行為を含みます。)をしてはなりません。

(市民への情報提供)

第9条 だれであっても、広く市民に情報を提供するときは、基本理念に反したり、男女間の暴力を認めたり思い浮かべたりするような表現や、いき過ぎた性的な表現をしてはなりません。

第2章 男女共同参画を進めるための仕事

第1節 基本計画

第10条 市長は、男女共同参画を総合的に進めるため、基本となる計画(以下「基本計画」といいます。)を作らなければなりません。

2 基本計画では、次のことを決めます。

(1)男女共同参画を進めるための「めざす姿」の内容

(2)男女共同参画を進めるために長期間、総合的に行わなければならない主な仕事

(3)前の2号の仕事のほか、男女共同参画を進めるために必要な仕事

3 市長は、基本計画を作るときは、市民や事業者の意見をよく聞かなければなりません。

4 市長は、基本計画を作るときは、恵庭市男女共同参画審議会の意見をよく聞かなければなりません。

5 市長は、基本計画を作ったときは、市民に知らせなければなりません。

6 第3項から第5項までで決めていることは、基本計画の内容を変えるときにも当てはめます。

第2節 実行する主なこと

(仕事の計画や実行するときに気を配ること)

第11条 市は、仕事を計画したり実行するときは、いつも、男女共同参画が進むように気を配らなければなりません。

(審議会の委員など)

第12条 市は、審議会などの委員を決めるときは、男女が同数になるように気を配らなければなりません。

2 市は、仕事の計画や実施について市民から意見を聞くときは、男女が同数になるように気を配らなければなりません。

(取り組む仕組み)

第13条 市は、男女共同参画に市全体として取り組む仕組みを作らなければなりません。

(決まりや費用)

第14条 市長は、男女共同参画を進めるための決まりなどを決め、必要な費用を確保しなければなりません。

(女性の生涯の健康を守ること)

第15条 市は、男女が、互いの人格を尊重し、性や子を産み育てることについて理解を深め、自らの意思で決定できるように、性教育などを充実させなければなりません。

2 市は、女性が、生涯にわたり性についての本人の意思が尊重され、妊娠や出産により健康が害されないように、健康相談などの仕事をしなければなりません。

(広報活動など)

第16条 市は、基本理念を市民や事業者に、いろいろな方法で知らせなければなりません。

2 市は、家庭教育をはじめ学校教育や社会教育などを通して、男女共同参画を進めなければなりません。

3 市は、市民や事業者が男女共同参画を進めるように、研修を行わなければなりません。

(学校等で進めること)

第17条 市は、幼稚園、小学校や中学校などの学校や保育所(以下「学校等」といいます。)で男女共同参画や人権についての教育や保育が行われるように気を配らなければなりません。

2 市は、学校等で教育や保育を行う女性が積極的に登用されることや男女が平等に能力を出し合えるように気を配らなければなりません。

(活動の支援)

第18条 市は、男女共同参画を進めるための活動をしている市民に、情報を提供するなどの支援をしなければなりません。

(家庭生活等と職業生活を両立する支援)

第19条 市は、男女が共に家庭生活をはじめ地域の活動と職業生活のどちらも成り立つことができるように、子どもを育てることや家族の介護等について必要な支援をしなければなりません。

(働く環境での男女共同参画)

第20条 市は、事業者が男女共同参画を進めようとするときは、情報の提供などの支援をしなければなりません。

2 市は、事業者に、男女共同参画についての調査や報告の協力をお願いすることができます。

3 市は、個人商店や農業などの自営業で働く女性が、その能力を十分に生かせるように、働く女性に対し情報を提供するなど必要な支援をしなければなりません。

4 市は、前の3項で決めていることのほか、働く環境で男女共同参画を進める仕事をするとき、国や北海道と連絡を取り合って、事業者と協力しなければなりません。

(事業者などの表彰)

第21条 市は、男女共同参画について積極的に取り組んだ事業者などを表彰することができます。

(活動場所)

第22条 市は、市民が男女共同参画についての活動をするための場所を設置しなければなりません。

(男女共同参画推進員)

第23条 市は、男女共同参画の考えを広めるために男女共同参画推進員を置くことができます。

(情報の収集と調査や研究)

第24条 市は、男女共同参画についての情報を集めたり、調査や研究をしなければなりません。

(男女共同参画推進週間)

第25条 市は、男女共同参画についての理解と取り組みを進めるため、男女共同参画推進週間を定めます。

2 市は、男女共同参画推進週間には、市民や事業者と協力して、男女共同参画を進めるための行事をしなければなりません。

(市民に知らせること)

第26条 市は、毎年、男女共同参画について取り組んだ状況を市民に知らせなければなりません。

第3章 相談や意見

(相談や意見を言うこと)

第27条 だれであっても、性別を理由として差別を受けたときなど基本理念に反するようなことがあったときは、市長に相談をすることができます。

2 だれであっても、市が進めている仕事が男女共同参画に関係があると思われるときは、市長に意見を言うことができます。

3 市長は、前の2項の相談や意見を受けたときは、関係のあるところと連絡を取り合って、きちんとした処置をしなければなりません。

4 市長は、前の項の処置をするときは、恵庭市男女共同参画審議会の意見を聞くことができます。

(窓口の設置)

第28条 市長は、前の条の相談や意見を処理するため、相談窓口を設置し、相談員を置かなければなりません。

2 相談員は、次の仕事をします。

(1) 市民や事業者からの相談や意見に応じること。

(2) 相談や意見を処理するために必要な調査、指導や助言をすること。

第4章 男女共同参画審議会

第29条 男女共同参画を進めるため、恵庭市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

2 審議会が行うことは、次のとおりです。

(1) 市長から男女共同参画を進めることについての意見を求められたとき、調査や検討をし、意見を言うこと。

(2) 基本計画や実行する計画がどの程度行われたかについて報告を受け、それについて意見を言うこと。

(3) 前の2号のほか、男女共同参画を進めるうえで必要があることについて市長に報告を求め、積極的に意見を言うこと。

3 審議会は、13名以内の委員で構成します。ただし、男女どちらの委員も全体の10分の4未満になってはいけません。

4 委員は、次の中から市長が決めます。

(1) 知識や生活経験が豊かな人

(2) 男女共同参画についての活動をしている団体から推せんされた人

(3) 市民へ募集をして、応じた人

(4) 前の3号のほか、市長が必要と認めた人。ただし、全体の10分の2以内とします。

5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠で選ばれた人の任期は、前の人の任期の残っている期間とします。

6 委員は、3期までに限り、再任されることができます。

7 審議会に会長と副会長を置き、委員が、お互いを選びます。

8 特別のことを調査したり検討する必要があるときは、審議会に臨時の委員を置くことができます。

9 この条で決めていることのほか、審議会の運営について必要なことは、会長が審議会と相談して決めます。

第5章 その他

(規則等に任せること)

第30条 この条例で決めていることのほか、必要なことは、別に決めます。

附 則

1 この条例は、公布の日から行います。ただし、第28条で決めていることは、規則で決める日から行います。

(平成16年規則第10号で平成16年4月1日から施行)

2 恵庭市男女共同参画審議会条例(平成13年条例第17号)は、廃止します。

3 この条例を行うとき、恵庭市男女共同参画審議会条例で男女共同参画審議会の委員になっている人は、第4章で決めていることと関係なく、平成16年3月31日までは、引き続いてこの条例の男女共同参画審議会の委員とします。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行します。